

「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」について パブリックコメント集約一覧

	質問・意見	回答	属性
1	いつもの仲間づくりの「場所」にスタッフを派遣することに、A社として協力します(リハビリ、看護師、福祉用具、ケアマネ)	当市の理念にご理解いただき大変感謝申し上げます。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
2	市の公共施設を借りてのイベントの開催に各事業所が協力して参加していく(または、公共施設を時間で割振りスケジュールを決め、各事業所が参加していく)	ご提案ありがとうございます。 当市は、総合事業の実施を通じて地域包括ケアシステムの構築を目指しております。平成28年4月の総合事業の開始時において、総合事業が完成するものではありません。今後も市民、市内介護保険事業者のみならず多様な主体と協働して、より良い総合事業のあり方を検討してまいります。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
3	A社のデイサービス休館日を利用し、リハビリ、医療、介護用具のイベントを開催していく		市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
4	送迎については、市内のバスや介護タクシーを利用できるようにする		市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
5	各事業所が協働して市の公共施設を利用し、いこいの場(①リハビリタイプ②楽しみタイプ③趣味タイプ)をつくっていく(包括とタイアップ、自治会とタイアップ、交通機関とタイアップ)		市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
6	地域包括支援センターの業務が多岐にわたりにすぎている。包括、民間、自治会での役割を明確にするとともに、協働して集会場を活用し、デイサービスのような場をつくっていく。また、民間で可能なことは委託していく。		市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
7	通所介護について、施設基準を緩和(人員配置を緩和)し、リハビリにおいて退院後に3か月の集中リハについて加算を付けていく	平成28年4月時点において、予防通所介護については基準緩和型を設定いたしません。通所介護の市独自基準のあり方については、今後通所事業者連絡会等と共に検討する予定です。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体
8	地域の住民が一緒に参加し支え合うというのは言葉では素敵ですが他者と混じわらないように生活する人も多い現代社会では大変な取り組みだと思えます。実現のため、市がリーダーシップをしっかりとって頂きたいです。	平成28年4月で総合事業は完成するものではありません。今後も、介護予防を通じた地域づくりを積極的に進めてまいります。	市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体

「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」について パブリックコメント集約一覧

	質問・意見	回答	属性
9	<p>仲間と活動している「場所」に介護予防に資する運動等の指導を行う専門職を派遣することは数多く積極的にくり返し行ってほしいです。また、家からあまり出ない人に対しては手遅れになりやすいので、対策をどんどんしてほしいです。</p>	<p>当市の理念にご理解いただき大変感謝申し上げます。 総合事業はともすれば、介護予防・生活支援サービスにおけるサービス類型や単価設定に話題が集中してしまいがちです。しかし、当市では一般介護予防事業を充実させることこそが、総合事業の要として考えております。次年度より新規に実施する予定の「専門職派遣事業」を積極的にご活用いただければ幸いです。 また、ひきこもりやうつといった「家からあまりでない方」に対しては、専門家ではなく、近隣の友人や知人の声掛けが有効であると考えております。「こんな集まりがあるから出かけませんか？」といった声掛けの材料にしてください。</p>	<p>市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体</p>
10	<p>訪問介護について、資格を緩和したり委託事業として行うとありますが、専門性や質の面で心配です、生活の場に入っていく仕事なので、しっかりとした人が入らないと様々なトラブルが続出するのでは？と懸念されます。研修をしっかりと設定してほしいです。</p>	<p>訪問介護サービスの質を確保、保障する問題は重要な課題として認識しております。 他方、在宅介護のニーズが増加する中で、それを支える専門職数の増加は、要介護度者の増加に対応できるほどは期待できない状況であるとも言われております。 専門職には専門職としての業務を担っていただき、簡素で簡易なサービスについては多様な主体によるサービスにて担う必要がある、と考えましてこのような「基準緩和」サービスを設定いたしました。 ご意見にありますような危惧を払しょくできますよう、事業実施に向けて研修等の在り方について検討いたします。</p>	<p>市内において事業や活動を行っている個人または法人その他の団体</p>
11	<p>訪問介護基準緩和型では生活援助従事者の資格要件を緩和するとあるが、具体的にはどのように考えているのか。また、サービスの質の確保についてはどのように考えているか。</p>		<p>その他</p>

「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」について パブリックコメント集約一覧

	質問・意見	回答	属性
12	総合事業がはじまることによって、介護保険料に影響が出るのか。	現在の保険料は地域包括ケア推進計画(第6期;平成27年度から29年度)において、平成28年4月に総合事業に移行することを見込んで設定した保険料となります。そのため、今回の制度改正で第6期中の保険料が変わることはありません。	その他
13	今、要支援1だけれども、この後サービスは使えなくなるのか。どのように総合事業に切り替わるのか。	<p>今後もサービスの利用は継続できます。ご安心ください。</p> <p>ちなみに、新たに総合事業を利用する方については以下の手順と考えると考えております。</p> <p>①総合事業の利用の前に、総合事業の事業実施趣旨や形態を説明します。</p> <p>②総合事業利用希望者は「基本チェックリスト」を行います。</p> <p>③地域包括支援センターが現在の状況を聞き取りまして、利用希望者のニーズを確認します。</p> <p>④地域包括支援センターがアセスメントを実施し、サービス提供による目標を設定します。</p> <p>⑤この目標に向けてサービスが提供されます。</p>	その他
14	一回当たりでの報酬制になることは、事業者としては事実上の減算です。キャンセルが発生することも想定されるので、月当たりの包括払いにしてもらいたい。	<p>一回当たりの報酬制を導入することは、利用者の心身の状況や利用実態に応じたケアプランの作成が可能となり、より一層利用者の自立助長に寄与するものと考えております。またこのことで、より適正なケアプランの作成を助長する効果も期待できます。</p> <p>キャンセルによる減算についてですが、利用契約において合意していることが前提ですが、例えば心身の状況等やむを得ない事情に基づかないキャンセルについては、キャンセル料を請求することも可能と考えております。</p>	その他
15	基準緩和型の指定はいつごろ開始する予定か。	<p>平成28年3月末を予定しております。</p> <p>今後、年末に向けて事業者指定基準の詳細に関するパブリックコメントを実施する予定です。緩和型の事業を検討されている際には、ご確認ください。</p>	その他

「介護予防・日常生活支援総合事業の基本的な考え方」について パブリックコメント集約一覧

	質問・意見	回答	属性
16	介護予防ケアマネジメントは包括が一括して担うのか、委託可能であるのか	平成26年度実績で介護予防ケアマネジメント1万1千件を超えており、包括支援センターのみで対応することは困難です。今後も、居宅介護支援事業者の応援を得て、予防ケアマネジメントを実施していく予定です。	その他